

公立大学法人沖縄県立芸術大学役員倫理規程

令和5年3月30日
沖芸大規程第139号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学業務方法書第7条第2項の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学定款第8条に規定する公立大学法人沖縄県立芸術大学(以下「法人」という。)の役員(非常勤を除く。以下同じ。)が関係業者等(当該役員の職務の性質上、その職務権限と特別の利害関係のある業者および個人をいう。以下同じ。)との接触等に当たって遵守すべき事項等を定めることにより、職務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって沖縄県立芸術大学、法人および法人の役員に対する県民、学生等の信頼を確保することを目的とする。

2 この規程の運用に当たっては、法人が開かれた大学として社会に貢献していくことが期待されていることに鑑み、役員の適切な社会的活動が阻害されることのないよう十分な配慮がなされなければならない。

(基本的心構え)

第2条 役員は、自らの行動が沖縄県立芸術大学の信用に影響を与えることを自覚するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

(関係業者等との接触にあたって遵守すべき事項)

第3条 役員は、関係業者等との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 接待を受けること。
- (2) 会食(パーティーを含む。)をすること。
- (3) 遊戯(スポーツを含む。)又は旅行(職務のための旅行を除く。)をすること。
- (4) 転任、海外出張等に当たってせん別等を受けること。
- (5) 中元、歳暮等の贈答品を受領すること。
- (6) 金銭(祝儀、小切手、商品券等を含む。)、物品(広く配布される宣伝広告用物品を除く。)又は不動産の贈与を受けること。
- (7) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。
- (8) 対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- (9) 対価を支払わずに不動産、物品等の貸与を受けること。
- (10) 金銭の貸付を受けること。
- (11) 未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、一切の利益や便宜の供与(社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除く。)を受けること。

2 前項の規定にかかわらず役員は関係業者等との間で次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受け、共に飲食をし、又は記念品の贈与を受けること。
- (2) 職務として出席した会議において、簡素な飲食物の提供を受け、又は共に簡素な飲食

をすること。

(3) 自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議等の際における簡素な飲食以外の飲食で夜間におけるものにあつては、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められるものに限る。

3 役員は、私的な関係（家族関係、個人的友人関係等の役員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、関係業者等に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯および現在の状況ならびにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

4 第1項各号に規定する行為には、勉強会、研究会、講演会等に付随して行われる行為も含まれる。

（関係業者等以外の者との間における禁止行為）

第4条 役員は、関係業者等に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等、社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 役員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が関係業者等であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（講演等に関する規制）

第5条 役員は、関係業者等からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビ放送の放送番組への出演（兼業許可を得てするものを除く。）をしようとする場合は、職務の種類及び内容からみて公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招く恐れのないようにするとともに、あらかじめ理事長に報告しなければならない。

（贈与等の報告）

第6条 役員は関係業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与もしくは供給接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき（ただし、当該贈与等により受けた利益が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、その都度理事長へ報告しなければならない。

（理事長への相談）

第7条 役員は、自らが行う行為の相手方が関係業者等に該当するかどうかを判断することができない場合又は関係業者等との間で行う行為が第3条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、理事長に相談するものとする。

（理事長の責務）

第8条 理事長は、役員職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、役員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処するものとする。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は別に定める。

附 則（令和5年3月30日理事長決裁）

この規程は、令和5年3月30日から施行し、令34年4月1日から適用する。